

# 生活福祉資金（総合支援資金）貸付条件等一覧

平成30年4月1日

資金種類	貸付条件						
	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人	
1 総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金  原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件						
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上世帯)月20万円以内 (単身世帯)月15万円以内	原則3月 最長12月以内	最終貸付日 から6月以内	10年以内	連帯保証人を 立てる場合は 無利子  連帯保証人が いない場合は 据置期間経過後 年1.5%	原則必要  ただし、連帯保 証人なしでも貸 付可
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内		貸付の日（生活 支援費と合わせ て貸し付ける場 合は、生活支援 費の最終貸付 日）から6月以内			
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内					